

群馬大学共同教育学部長適任者選挙管理に関する内規

令和 2.4.1 制 定

(趣 旨)

第 1 条 群馬大学共同教育学部長適任者選考規程(以下「学部長適任者選考規程」という。)
第 5 条に規定する選挙管理委員会の組織及び選挙事務の管理は、この内規の定めるところによる。

(組 織)

第 2 条 選挙管理委員会は、群馬大学共同教育学部常置委員会に関する規程第 4 条に定める各部から、教授を除く教授会構成員の互選により選出された者各 1 人をもって組織する。

選挙管理委員は選挙の度に改選される。

選挙管理委員会は、委員の中から委員長を互選する。

委員長は、選挙管理委員会に関する事務を処理し、委員会を代表する。

委員長に事故があるときは、委員長の指定する委員がその職務を代理する。

(会 議)

第 3 条 選挙管理委員会の議事は、委員の過半数を以ってこれを決する。可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(事 務)

第 4 条 選挙管理委員会に、書記その他の職員を置くことができる。

書記には総務係長を、その他の職員には総務係事務職員をあてるものとする。

書記その他の職員は、委員長の指揮を受け、委員会に関する事務に従事する。

(事務事項)

第 5 条 選挙管理委員会は、学部長適任者選考規程第 4 条に定める選挙に関し次の各号にわたる選挙事務を行う。

- (1) 選挙期日の告示
- (2) 被選挙人名簿及び選挙人名簿の調製、縦覧及び確定
- (3) 投票所及び投票所の開閉時間の告示
- (4) 投票及び開票の管理
- (5) 不在者投票の管理
- (6) 選挙結果の告示及び教授会への報告
- (7) その他選挙管理に必要な事項

(選挙期日の告示)

第 6 条 選挙管理委員会は、選挙期日を少なくとも 7 日前に告示しなければならない。ただし、緊急の場合には教授会の議を経て、告示期間を短縮することができる。

(名簿の調製等)

第 7 条 選挙管理委員会は、被選挙人及び選挙人の名簿を調製し、これを少なくとも 2 日間縦覧の場所を告示して縦覧に供さなければならない。

(異議申立て)

第 8 条 被選挙人及び選挙人は、前条の名簿に脱漏又は誤載があると認めた場合は、縦覧期間内に異議申立てをすることができる。

2 選挙管理委員会は、前項の申立が正当であることを決定したときは、直ちに名簿を修

正しなければならない。

(選挙人等の告示)

第9条 選挙管理委員会は、少なくとも選挙の施行3日前に、被選挙人及び選挙人の名簿を確定してこれを告示しなければならない。ただし、緊急の場合には、教授会の議を経て、確定期間を短縮することができる。

(選挙の資格)

第10条 共同教育学部の主担当を命ぜられた教授は、群馬大学共同教育学部教授会規程第7条第2項に定める常置委員会の委員である場合においても、学部長候補者の被選挙権を有する。ただし、学部長に選任されたときは、常置委員会委員をやめなければならない。

(不在者投票)

第11条 選挙人でやむを得ない用務又は事故のため、選挙の当日自ら投票所に行き投票をすることができない旨を証明するものは、選挙管理委員会に申し出て不在者投票を行なうことができる。

不在者投票は直接投票とし、選挙管理委員会で定める選挙用紙を用いなければならない。

2 前項の投票は、選挙人をしてこれを封筒に入れて封をし、表面に自らその氏名を記載して投票箱に入れさせなければならない。

休職者及び長期にわたり欠勤して療養中の者については、投票を認めない。

(無効投票)

第12条 次の投票は無効とする。

- (1) 正規の用紙を用いないもの。
- (2) 一投票中に定数より多くの候補者の氏名を記載したもの。
- (3) 被選挙権のない者の氏名を記載したもの。
- (4) 候補者の氏名のほか他事を記載したもの。ただし、専攻学科又は敬称の類を記入したものはこの限りでない。
- (5) 候補者の氏名を自書しないもの。
- (6) 候補者の何人を記載したかを確認し難いもの。

(開 票)

第13条 開票は公開とする。

選挙管理委員会は開票の立合人を教授会に求めることができる。

(投票の保存)

第14条 投票は、有効無効を区別し、選挙事務に関する記録とともに、選挙管理委員会において、当該選挙における学部長が就任するまで保存しなければならない。

(内規の改廃)

第15条 この内規の改廃は、教授会の議を経て、学部長が行う。

附 則

この内規は、令和2年4月1日から施行する。